

令和2年度第20回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和3年2月8日（月）13：15～13：43
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>
長田教育長
梶木委員 伊東委員 今井委員 正司委員
<事務局>
長谷川事務局長兼教育次長 住谷教育次長 工藤総務部長
松本教職員人事担当部長 竹森学校支援部長 藤原学校教育部長
羽田野学校計画担当部長 山下総合教育センター所長
- 4 欠席者 山下委員
- 5 傍聴者 1名（一般1名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は、議案3件、協議事項が6件、報告事項1件です。

まず、非公開事項についてお諮りをいたします。

このうち、報告事項1につきましても、教育委員会会議規則第10条第1項第2号の規定により、職員の人事に関する事。教第66号議案、教第67号議案につきましても、同項第3号により、長の作成する議会の議案に関する事。協議事項56、協議事項57、協議事項58につきましても、同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに、それぞれ該当すると思われますので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（賛同）

教第65号議案 神戸市奨学金条例施行規則を廃止する規則に関する市民意見公募手続きの実施について

（長田教育長）

それでは、まず、教第65号議案からまいります。神戸市奨学金条例施行規則を廃止する規則に関する市民意見公募手続きの実施についてです。

では、簡単に説明をお願いします。

(市邊学校経営支援課長)

はい。よろしく申し上げます。

まず、2ページ目の次のページになりますけれども、参考資料ということで、「神戸市奨学金の取り扱いについて」というページを御覧いただけますでしょうか。

神戸市奨学金の概要と、これまでの国の支援制度の創設・拡充に伴う見直しの経緯をまとめております。国の高校生等奨学給付金の支給額が大幅増額されることを受けまして、令和3年度の神戸市奨学金の募集及び支給を停止するに当たり、手続等を定めております神戸市奨学金条例施行規則を廃止する必要があります。今回は、そのための事前の意見公募を実施しようというものになります。

2ページ目におつけしているものが、市民意見公募の資料となります。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

(長田教育長)

はい。それでは、この件について、御意見等ございませんか。よろしいですか。

この教第65号議案、承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

はい。ありがとうございます。

協議事項55 教員間ハラスメント事案に係る再発防止検討委員会報告書を踏まえた今後の取組について

(長田教育長)

続きまして、協議事項55です。教員間ハラスメント事案に係る再発防止検討委員会報告書を踏まえた今後の取組についてです。

はい、説明をお願いします。

(吉田組織改革担当課長)

1月の21日、教員間ハラスメント事案に係る再発防止検討委員会から報告書が提出されておりますので、御説明させていただきます。

まず、報告書の1ページをお開きください。「はじめに」のところですが、令和元年9月に発覚しました教員間ハラスメント事案につきまして、令和2年2月に提出された、「神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案にかかる調査委員会」の調査報告書の

事実認定に基づいて、多面的な観点から背景や要因を分析して再発防止策を提示することを目的として、令和2年7月に設置しております。

委員の構成は30ページのほうになりますけども、そちらのほうに記載のありますとおり、委員長の川上泰彦兵庫教育大学大学院教授を始めとしまして、教育学の専門家2名、精神科医、臨床心理士、弁護士の5名の委員で構成されております。

また、31ページの開催経過にありますとおり、令和2年7月30日の第1回会議から9回の会議を経まして、令和3年1月21日に報告書が提出されております。

申し訳ありませんが、1ページにお戻りください。報告書は目次にありますとおり、3章構成となっております。第1章が本事案に関する心理学的背景、第2章が本事案の背景・要因、第3章が再発防止に向けた対策となっております。

まず、1ページの「はじめに」でございますけども、この検討委員会の基本的なスタンスが述べられておまして、3段落目の4行目になりますけども、本事案は特別ではなく、どこの学校にも起こり得る事象であるということになっております。

次の段落では、個人の資質ではなく、制度や体制、文化・風土といったことについて、分析をして検討するということになっております。

3ページをお開きください。第1章では、本事案はどこにでも起こり得るということで、事案の背景を心理学的に4点説明されております。

6ページをお開きください。第2章では、本事案の背景・要因を多面的な観点から検討を行い、教員の意識・職場の風土と組織体制・制度上のものに分けて整理しております。

1の教員の意識・職場の風土の課題としまして、(1)ハラスメントやいじめに対する意識の低さ、8ページにまいりまして、(4)の職場の互助性の弱さ、(5)受援力の低さ・援助希求行動の乏しさといったことが指摘されております。

また、9ページにまいりまして、2、組織体制・制度上の課題として、(1)管理職のマネジメント力不足、10ページにまいりまして、(2)学校に対する支援の不足、11ページの(4)相談窓口の機能不全といったことが指摘されております。

13ページをお開きください。第3章では、再発防止策ということで、再発防止に向けて重要なことは、組織として抑止力を発揮すること。ハラスメントはこれからも起こるという前提で早期発見・早期対応できるシステムの構築を目指し、システムで抑止するフェイルセーフの考え方に立つ必要があるとされております。また、組織風土はすぐには変わらないということで、継続的に変えていく努力が必要ということが言われております。

具体的な対応策としては、1. 教員の意識・職場の風土に関する対策として、(1)実効性の高い研修の実施、15ページにまいりまして、(2)風通しのよい職場づくり、17ページにまいりまして、2. 組織体制・制度に関する対策として、(1)ハラスメント対策の強化、20ページにまいりまして、(2)管理職やミドルリーダーの資質向上、21ページにまいりまして、(3)学校支援の充実といった提案をいただいております。

今後の対応ですけども、この報告書でいただきました意見を踏まえまして、事務局で検

討を行い、今年度中に神戸市教育委員会改革方針並びに神戸市教育委員会改革実施プログラムの改定を行いたいと考えております。

以上でございます。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見等いただきたいと思いますが、なお今後の方針についてのことにつきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに該当すると思われまので、後ほど非公開の場で協議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

はい。それでは、御質問等があれば、お願いをしたいと思います。既に、川上委員長から直接、教育委員の皆さんには、御説明を聞いていただいているということもあると思いますが、もし、御質問等があれば、お願いしたいと思います。

(今井委員)

質問ではなくて、意見ですけれども、本当に、今回、大変なこと起きて、それによって、この川上先生方から幅広く、すごく踏み込んだ御指摘、対策についての御提言いただきますので、これをしっかり本当に血の通った対策を、今までに取り組んでるものもありますけれども、そこもまた柔軟に今回いただいた御提言に照らして、合ってるかどうかしっかり見ながら、この御提言を踏まえて、いただいた御指摘しっかり議論して進めていきたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

(梶木委員)

先日の川上先生からの御説明にもありましたけれども、その後で少し意見交換させていただいたときに、おっしゃってた中で、やはり、一見落ち着いて見えているような学校でも、皆さんが無関心になってしまっている。それはハラスメントが起こっているために、何も言わなくなってしまっている状況に陥っているということが、非常に印象的でした。ですから、本当に、見た感じに荒れてしまっているとか、何か問題があるという状況でなくても、誰もが意見を言えないような職場になってしまっていないかどうか。そういう視点が、非常に大事なことを教えていただいているなと思っておりますので、今後に生かしていきたいなと思っております。

以上です。

(正司委員)

同じような意見になるかもしれませんが、特に、報告書の第1章で、本事案に関する心理学的背景というところにも書かれている点が重要に思います。今回のことを決して特殊な事案と捉えるのではなく、どこの職場でも起こり得るという御指摘、可能性があるという点を肝に銘じて、学校組織の集団心理特性とか、組織風土を変える必要があるという御提案いただいているので、そこを取り組んでいくことが非常に大切かなと思っています。

以上です。

(長田教育長)

ほかにございませんか。よろしいでしょうか

今、委員の皆さんから、お話をいただいたような姿勢でこの後、非公開の場で、今後の方針ということで、どういうふうに具体的な再発防止策をとっていくのがいいのか。もちろん、早急にやらなければいけないのと、少し検討した上で施策を展開していくというものもあろうかと思しますので、後ほど、十分に議論をさせていただいて、組織風土改革ということを引き続き進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

協議事項10 中学校給食の魅力化について

(長田教育長)

協議事項の10にまいります。中学校給食の魅力化についてです。

それでは、説明をお願いします。

(都築健康教育課長)

健康教育課です。よろしくお願いします。

中学校給食の親子調理の結果報告ということで、説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、1ページのモデル実施の概要でございますが、今回、書いておりますように、実施趣旨としましては、アンケート調査でも希望の多かった温かい給食の提供に向けて、親子調理方式のモデル実施ということでございます。

引き続き、2番、実施概要のところでございますが、今回のモデル実施としまして、献立自体が小学校給食と同じもの、分量を中学生向けに調整させていただいております。

3番、実施校でございますが、立地条件の異なる学校から3校を抽出と書いております。敷地が隣接の向洋中学校、同一の筒井台中学校、公道を挟んで隣接する大原中学校となっております。なお、向洋中学校、大原中学校は小学校で調理した給食を配送車、トラック

等で衛生的に運搬しております。

実施日程は、筒井台が11月、向洋、大原が12月から1月にかけて、学年ごと3回、計9日間に実施しております。

2ページにまいります。2ページ、献立が書いております。

3ページ、アンケートの結果ですが、実際、生徒向けのアンケートですが、「満足」、「やや満足」で代替93%、ほぼほぼ満足というふうな結果です。「やや不満」、「不満」っていう生徒の意見として多かったのは第1番、家庭弁当が食べたかった、3番、準備が面倒、5番の好きなメニューではなかったというところで表れております。

続きまして、4ページでございます。給食の温かさはどうでしたか。「十分温かい」、「まあまあ温かい」で98%、ほぼほぼ温かさは評価いただいていると思います。

給食の量、4番、「問4. 給食の量はどうでしたか?」ですが、「ちょうどよかった」6割なんですけど、「多かった」、「少なかった」が、それぞれ2割前後あるというふうなことでございます。

5番、「おかわりはしましたか?」、「した」というのが45%なんですけど、ここには上がっておりませんが、男女別でいっても、男性生徒は7割、女性生徒3割、女生徒もおかわりをしてくれたというふうなデータがあります。

問6. クラス全体の給食についてはどうですか、この8割近くは、「とても良い」、「良い」というふうな評価をいただいております。

続きまして、6ページですが、いつもの昼食は何ですか、大体、「給食を利用」が4割弱なので、今の大体の喫食率と合ってるかなというふうに思っておりますが、いつも給食を食べている者に、今回の給食は、比べてどうでしたかということをお願いとして聞いておまして、「今回の方がおいしい」というのが85%なってます。

ただ、7ページ、いつも家庭弁当を食べている者に聞くと、「給食を食べたい」は48%、ちょっと率が落ちてしまうのかなというふうなところがございます。

8ページ以降、自由意見が書いてますが、やはり、温かくておいしかったとか、懐かしさがあったとか、ランチボックスと違い残してる人がほぼゼロだったので、そこがよいなと思った意見と、給食は量もちょうどよかったとか、おかわりできたとかいうふうな意見もございます。ただ、問題はやっぱり、準備・時間の、休み時間がなくなってしまう、時間にもう少し余裕ができたらしほしいとか、昼休みが減るのが残念だとかいうところの意見もありながらも、最後のほうには、クラスで協力して準備ができたので、とても楽しかった、配膳が楽しかったという意見がございます。その他のところが、二つ目のところに、ランチボックスの給食だと蓋があるので気を遣わなくてもよいが、お皿だと苦手なものが出たときに残しにくいという正直な意見もあったりするんですけど、中ほどで、親の負担が減るのでよいとかいうふうな子供の意見もあります。

次に、10ページ以降に教職員のアンケートの結果が書いております。こちらは、「満足」、「やや満足」が、ちょうど6割ぐらいで、落ちてしまうんですが、不満の理由って

いうところで、準備が大変、ここに尽きるのかなと、ほぼ思います。クラスで全員食べる給食についてというのは、非常に評価は、7割以上で評価はしていただいております。

10ページに、今回の生徒全員の食缶方式の給食というのをどう考えるかというのを、「とても良い」、「良い」が4割ぐらいなので、ちょっと、いろいろ意見はあるのかなと思います。その4割の意見を聞いております。問5で、その理由としては、温かくておいしい、おかわりができるのが量の調整できると、全員食べることが食育につながるからというふうな意見でございます。

続きまして、11ページですが、逆に、「良いと思わない」、「良くない」という理由として、準備時間の確保ですね、これが半分ぐらい占めています。

12ページ、最後問7、どれぐらいの時間が追加されたいのかというところで、一番多かったのが10分程度長く、これは47%ということになってございます。

13ページ、最後、自由意見がありますが、やっぱり、よく出るのが準備の時間のところですね。生徒たちは2回目からは楽しんで、慣れて手際がよくなっていたとか、工夫すると何とかできるのではないとか。ちょっとそういうふうな御意見とか、その他のところで、栄養面が十分考えられた給食はとてもよいとか、温かい昼食の提供は家庭にとってもいいとかいうふうなところもございます。最後に、ランチボックスの一部を食缶で提供する、いわゆる、一部食缶のほうが教職員の負担がないんじゃないかという意見もあったんですけど、我々、両方、試してみましたので、一部食缶でも、全食缶でも時間的にはあんまり変わらないのかなというところはございます。またちょっとそういうことも課題として、今後検討していければというふうに思っております。

以上でございます。

(長田教育長)

はい。それでは、この件について、御質問、御意見があれば、お願いしたいと思います。今後の方針ということに係る内容につきましては、先ほどと同様、教育委員会会議規則第10条第1項第6号の規定によりまして、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに該当すると思われまので、後ほど非公開の場で協議、議論をお願いしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

はい。それでは、今後の方針以外の部分につきましては、お願いしたいと思います。

(梶木委員)

給食を導入するときに、保護者の意見をアンケートで取ったと思うんですけども、今回、このモデル実施したところの保護者の意見は、アンケートで取ってないにしても、何か聞いておられることがあれば、どういう評価がされていたのか、課題は何やったのかっていうの分かればちょっと教えてください。

(都築健康教育課長)

今回、アンケートという形では聞いてないんですけど、学校を通じて聞いているのは、やっぱり全員で食べる温かい給食というのが、大変、子供たちも喜んでいたというふうに、保護者からはいい評価を受けているというふうに聞いております。

(梶木委員)

手作り弁当を作りたいという意見が前回のときには結構根強かったんですけども、最近の動向として、保護者さんの意見としては、変わってきてるんですか、いかがですか、そのあたりは。

(都築健康教育課長)

はい。昨年取ったアンケートなんですけど、大体3%ぐらいは、今でもお弁当を作りたいという意見があると思っております。導入当時は大体3割と言われてたんで、アンケートのとり方にもよるんでしょうけど、やっぱり共働き世帯とか、そういうふうな社会の動向の変化はありますので、いわゆる、愛情弁当がっていうのは減ってきてるんじゃないかとは思っております。

(梶木委員)

すみません。もう一つだけ聞いていいですか。

小学校だとアレルギー対応というのが非常に大変だというふうに、常々聞いていますが、中学校の場合、アレルギー対応というのは、どんなふうにして、先生方の負担というのいかがだったのかなと思って、お聞きしたいと思います。

(都築健康教育課長)

今回の、この献立で実施しますというのは大体一月、半月前ぐらいに出して、アレルギーの子は、実際、クラスでも見たら一人、二人かな、学年で二人ぐらいですかね、アレルギーで食べてない子もいたんですけど、そこに関しては、養護教諭等と通じながら、情報交換させていただいたつもりです。

(梶木委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかにございませんか。

ないようでしたら、また後ほど、非公開の場で、積極的に御意見をいただきたいと思ひます。

協議事項48 学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

(長田教育長)

続いて、協議事項48、学校園における新型コロナウイルス感染症対策等についてです。では、説明をお願いします。

(山出総務課長)

それでは、資料のほう、御説明させていただきますけれども、冒頭の資料には記載ございませんが、先週、緊急事態宣言の延長を受けまして、2月5日の金曜日、全市の本部委員会議のほうも開催をされまして、全市対応方針第12弾の改定が行われたところでございます。市立学校園につきましては、引き続きの対応ということで、改定はしてございませんので、冒頭に申し上げたいと思ひます。

資料のほうでございますけれども、感染確認状況ということで、2月4日までの時点で、児童生徒等231名、教職員23名、校園数が延べ174校園となつてございます。前回、御報告時点が1月21日時点の報告でしたので、14日間で、児童生徒が52名増、それから、教職員が2名の増ということで、合計54名、14日間で増えておりまして、校園数も28校増えてるといった状況でございますので、一番多いピークの時にも勝つてきたかなというふうにも思つております。下に参考で神戸市の状況を記載しておりますが、緊急事態宣言の効果なのか、大分下がつてきてる状況は見受けられるかと思ひます。

一方、感染状況の中で1件、市立中学校のクラスター、生徒18名と教職員1名、合計19名の感染が確認されました中学校でのクラスターが入つてございます。こちら、クラスターとしては、市立学校園でのクラスターは3件目という形になりますけれども、同じ学年の二クラス、4クラスある学年なんですけど、そのうちの二クラスに集中をしてたところで、4クラス全員PCR検査の実施をしていただきましたところ、その2クラスのみ、残りの2クラスには感染確認された者はゼロという状況になっておりまして、この2クラスにつきましては2月9日、もしくは、10日までの自宅待機ということで、濃厚接触者として自宅待機ということになってございます。

状況報告は以上でございます。

(長田教育長)

それでは、この件について、御質問、御意見もお伺いしたいと思いますが、先ほど同様、今後の方針に係る内容については、教育委員会会議規則第10条第1項第6号の規定によりまして、先ほどと同様、後ほど非公開の場で協議をしてはどうかと思いますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

はい。それでは、今後の方針以外の内容につきまして、何かあればお願いをしたいと思っております。

(今井委員)

すみません。今、緊急事態宣言、当初、この年度は、緊急事態宣言、臨時休校になった期間が長くて、学力の遅れが心配されている中で、先月ですかね、一部学校で調査いただいて、授業の進み具合とか、学力に心配がないかみたいな調査をいただいている、一定ちょっと、学校園のほうに御通知をいただいたってというような資料を見せていただいたんですけど、差し支えない範囲でこの場で何か御説明いただけることがあったらお願いをできればと思うんですが、いかがでしょうか、

(山下総合教育センター長)

このたびのクラスターということではなくて、全体的な傾向として捉えた部分を報告させていただきます。

調査の結果ですが、アンケートですので、児童生徒自身がどう捉えたかということ調査結果として我々がまとめたものです。その中で、やはり、授業の進みが早いとか、それから、自分自身で分からないところがあるという表現について、書かれている子供の数が一定数あります。特に、校舎種が変わったところ、つまり中学校1年生、ここは小学校6年生から中学1年生の頭にかけてが臨時休業にかぶりましましたので、そういった意味での子供たちにとって影響を強く受けたのかなと思ってございます。

一方で、授業の進み具合、学習進度に関しましては、7時間目の設定ですとか、短時間の指導をしましたので、一定、遅れを取り戻しているということがあります。繰り返しますが、子供たちの中に、学びについての遅れを感じているという不安がありますので、今後はそういった子供たちの一人一人に寄り添うような指導ができる時間の確保、もしくは、指導の工夫、これが必要だろうということで、通知を打ったところでございます。

(今井委員)

ありがとうございます。通知に対して、何か学校現場などからの声とかは、何か対応し

てほしいとか、何かありましたら、教えていただけますか。

(山下総合教育センター長)

現在のところ、現場のほうから、学校のほうから問い合わせが来てございませんけれども、今まで短時間学習を行っていたけれども、しっかり標準授業実数等が確保できる見込みがあれば、放課後学習を復活させるなど対応していただくようお願いしていますし、場合によって、人の配置、さらなる、支援等の配置が必要であれば御相談くださいということにもしてございますので、今後、必要な支援策を打っていく考えもございます。

(長田教育長)

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

はい。そのほか、この会議で議論をすべき項目等々について、何か御意見はございませんでしょうか。

何かありましたら、後日でも結構ですので、事務局のほうまで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の公開案件はこれで終了をいたしました。恐れ入りますが、傍聴者の方々は御退席をお願いいたします。

閉会 午後 1 時 43 分